

令和7年度 行動援護 指摘事項一覧

2事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘事業所数
1	サービスの提供の記録	サービス提供記録に関する記録の一部が確認できない事例及び提供したサービスの具体的な記録が確認できない事例がありました。 指定行動援護を提供した際は、当該指定行動援護の提供日、内容その他必要な事項をその都度適切に記録し、利用者の確認を得てください。	都条例第155号第43条第2項で準用する第23条第1項、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(9)	1
2	サービス提供責任者の責務等に関する事(行動援護計画の作成等)	行動援護計画の作成に関する以下の業務の全て又は一部が適切に行われていない事例がありました。サービス提供責任者は、行動援護計画の作成に係る一連の業務を適切に行ってください。 ●利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した行動援護計画を作成すること。(変更時について準用) ●行動援護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族に、当該行動援護計画の内容を説明するとともに、当該行動援護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者(指定特定相談支援事業者等)に交付すること。(変更時について準用) ●相談支援事業者との行動援護等計画及びモニタリング結果の交付等の手法により、連携強化を図ること。	都条例第155号第43条第2項で準用する第10条第2項及び第3項、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(16)	1
3	勤務体制の確保	ハラスメント対策としての措置が講じられていませんでした。 事業所の方針の明確化・その周知啓発、相談体制の整備等、必要な措置を講じてください。	都条例第155号第43条第2項で準用する第12条第4項、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(22)④	1
4	業務継続計画の策定等	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定行動援護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための次の措置が適切に講じられていませんでした。以下の措置を適切に講じてください。 ●業務継続計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施すること。	都条例第155号第43条第2項で準用する第12条の2第2項、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(23)③④	2
5	感染症の予防及びまん延防止	感染症の予防及びまん延防止のための次の措置が適切に講じられていませんでした。これらの措置を適切に講じてください。 ●委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ●研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施すること。	都条例第155号第43条第2項で準用する第34条第3項、 都条例施行規則第175号第4条の2第1項、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(24)	2
6	身体拘束等の禁止	身体拘束等の適正化を図るための次の措置が適切に講じられていませんでした。以下の措置を適切に講じてください。 ●委員会を定期的(少なくとも1年に1回)に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。	都条例第155号第43条第2項で準用する35条の2第3項、 都条例施行規則第175号第4条の3第1項、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(26)②	1

令和7年度 行動援護 指摘事項一覧

2事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
7	秘密保持等	利用者本人又は利用者の家族の個人情報を用いる場合の同意をあらかじめ得ていない事例がありました。 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得てください。	都条例第155号第43条第2項で準用する第36条第3項、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(27)③	1
8	虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置が適切に講じられていませんでした。以下の措置を適切に講じてください。 ●委員会を定期的(少なくとも1年に1回)に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。	都条例第155号第43条第2項で準用する第40条の2、 都条例施行規則第175号第4条の4第1項、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(31)①	1
9	身体拘束廃止未実施減算	身体的拘束等の適正化を図るための措置が講じられていないため、適切な算定となるよう身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じられていない事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について、100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算を行ってください。	厚労告第523号別表第4の1の注12、 障発第1031001号第二の1(14)	1
10	虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていないため、適切な算定となるよう虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じられていない事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について、100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算を行ってください。	厚労告第523号別表第4の1の注13、 障発第1031001号第二の1(15)	1